

令和 6 年香美市議会定例会

5 月臨時会議会議録

令和 6 年 5 月 2 1 日 開 議

令和 6 年 5 月 2 1 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 6 年香美市議会定例会

5 月臨時会議会議録

令和 6 年 5 月 2 1 日 火曜日

令和6年香美市議会定例会5月臨時会議会議録

招集年月日 令和6年5月21日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月21日火曜日（審議期間第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	1 0 番	比与森 光 俊
2 番	公 文 直 樹	1 1 番	山 崎 晃 子
3 番	中 平 麻 衣	1 2 番	笹 岡 優
4 番	西 村 剛 治	1 3 番	濱 田 百合子
5 番	西 山 潤	1 4 番	山 崎 龍太郎
6 番	森 田 雄 介	1 5 番	利 根 健 二
7 番	山 崎 眞 幹	1 6 番	小 松 紀 夫
8 番	小 松 孝	1 7 番	村 田 珠 美
9 番	舟 谷 千 幸	1 8 番	山 本 芳 男

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長 依 光 晃一郎 総 務 課 長 竹 崎 澄 人
副 市 長 村 上 真 祥

【教育委員会部局】

教 育 次 長 中 山 泰 仁

【消防部局】

な し

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 今 井 沙 織
議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

同意第 5 号 教育委員会教育長の任命について

議員提出議案の題目

発議第 1 号 香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 2 号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程

令和6年香美市議会定例会5月臨時会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和6年5月21日(火) 午前9時30分開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 同意第5号 教育委員会教育長の任命について

日程第5 発議第1号 香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 発議第2号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

会議録署名議員

8番、小松孝君、9番、舟谷千幸さん(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○議長（山本芳男君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから、令和6年香美市議会定例会を再開し、5月臨時会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会で協議をいただいております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定しました。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて、8番、小松孝君、9番、舟谷千幸さんを指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による、香美市の私債権放棄についての報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、議長報告書のとおりです。

日程第4、同意第5号、教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

行政の報告及び議案の提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様の御出席いただき、令和6年香美市議会定例会5月臨時会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、私の政治姿勢や市政運営の考え方について御説明いたします。

今月11日に、本年4月より開設されました、高知工科大学データ&イノベーション学群の開設記念シンポジウムが永国寺キャンパスで開催され、参加させていただきました。この新たな学群は、データサイエンスとマネジメントが高度なレベルで学べることに加えて、多様な分野の基礎原理も網羅的に学べるカリキュラムを設置しており、世の中のあらゆる課題に対して対応できる人材育成を目指しております。そして、このミッ

ションを実現するために、ビジネスの第一線で活躍されている経験豊富な実務家教員を多数お迎えしました。このことにより、新学群が重視する課題解決型学習（PBL）が高いレベルで実践されるものと思われます。香美市においても、この新学群とともに成長していくべく、学群長である古沢浩教授と意見交換を重ねており、香美市や香美市役所の課題解決に取り組んでいく準備を進めております。

この実務家教員の中で、特に、TOPPANホールディングス株式会社副社長の大久保伸一客員教授、Dolby Japan株式会社代表取締役社長の大沢幸弘特任教授、マイクロソフトコーポレーション・製造・モビリティインダストリーディレクターの濱口猛智特任教授には、直接御挨拶をさせていただきました。この3人の先生方からは、香美市への期待についてもお話しいただきましたので、香美市学園都市構想でもお力をお借りできるのではと考えております。TOPPANホールディングスには既にkamica（カミカ）でお世話になっておりますし、Dolby Japanは世界的な音響メーカーであり、映画やアニメ産業などのアイデアを社長からお話しいただいたことから、今後の香美市の産業づくりについてもアドバイスいただけるのではないかと考えています。高知工科大学のデータ&イノベーション学群の開設を機に、大学との連携をさらに深め、香美市を学園都市として磨き上げてまいります。

次に、現在、パブリックコメントを実施しております、（仮称）香美市探究拠点施設整備基本計画（案）について御説明いたします。

このパブリックコメントは、シェアオフィスの整備に向けたもので、基本計画策定後、市議会の御理解を得て、設計委託、工事を行い、メインの施設は令和9年度から運用したいと考えております。また、これに先立って、今年度からイベントなどのプレ事業で機運を高めつつ、既存施設を活用しながら運営体制を構築していき、令和8年度にはサテライト施設の本格運用を始めたいと考えております。私が込めた思いは、児童・生徒から社会人までを含む全ての香美市民が活用できる、探究を中心に置いた施設整備を行い、本当の意味での学園都市を実現させたいというものです。また、香美市独自の特色として考えているのは、分散型探究拠点施設構想というもので、土佐山田町のメイン施設だけではなく、市内全域への波及効果を最大限に高めるため、香北エリア、物部エリアにも遊休施設などを活用したサテライト施設を同時に整備し、旧町村の特色を生かした施設運営を目指すことです。

加えて、シェアオフィスの機能として重要である、企業を呼び込む力とビジネスを支援する力を高めるため、3つのポイントを掲げております。

1つ目は、地元企業が入居事業者との連携強化を深めるマッチングの場づくりです。例えば、県外からIT関連の入居企業を呼び込み、その企業のノウハウと香美市の地場産業がコラボレーションすることができれば、商品開発や販路拡大など、新たなビジネスの創造が実現できると考えております。

2つ目は、市内の小・中・高・大学などの教育機関が、実践の場として活用してもら

えるよう整備を行います。例えば、入居企業によるインターンシップの受入れや、学校が休みの日には一緒に商品開発を行うなどの取組です。児童・生徒にとっては、身近にビジネスをしている大人と接することにより、刺激を受け、将来の夢を見つけたり、意欲を高めたりしてもらえるのではと思います。取組が進めば、先進的な技術を持った企業との共同学習など、探究学習のアイデアを深める実践の場として、どの地域にも負けない学園都市の特色を生み出したいと考えております。

3つ目は、都市圏の先行するシェアオフィスやイノベーション拠点との連携です。香美市の空港から近い立地を生かし、この基本計画作成で参考にさせていただいた、渋谷QWS（キューズ）や、東京で4拠点を同時に運営するMIDORI.s o（みどり荘）などとの御縁をさらに深め、最先端のトレンドをタイムリーに学び、ビジネスチャンス香美市に取り込んでいきます。

以上のように、私が考えるシェアオフィスの形は、香美市全域をフィールドとした探究の拠点整備であり、旧町村ごとの独自の文化や環境を売りにしてチャレンジャーを呼び込み、一緒に成長していくというものです。特に、香美市が推し進めている探究の考え方を中心に置き、チャレンジしようとする人を香美市を挙げて応援するという事で、PRしてまいりたいと思っております。わくわくを応援する新たな拠点整備につぎまして、議会の皆様方からも御意見をいただければと思います。

次に、教育長選任の同意議案についてです。

白川教育長の任期が5月25日をもって満了することから、新たに、現在、香美市教育委員会で推進官として御活躍いただいている濱田久美子氏にバトンタッチすべく、提案させていただきます。

私は、香美市長選挙に立候補した際に、公約として人づくり、人が輝く香美市を掲げ、保育園、幼稚園から大学まである香美市独自の強みをさらに磨き上げ、小・中学校や山田高校が取り組んでいる探究学習を発展させ、若者の夢を応援するまちづくりを目指すことをお約束いたしました。この公約を実現するために、最も適任と考えるのが濱田氏です。濱田氏は、平成26年度から平成30年度までの5年間の山田高校校長時代に、当時の時久教育長とともに、よってたかつて生涯学習フォーラムを立ち上げ、探究のまち香美市を象徴するイベントに育て上げました。

私は、何としても香美市学園都市構想という、第1期教育振興基本計画後期計画で示された理想を実現したいと思っています。そして、人生を送る中に学びがあり、日常生活や仕事の中で生きがいや人生の意義を考え、今よりも高みを目指すという探究的な学びを、香美市のまちづくりの特色にしたいと考えております。この教育によるまちづくりは、子供の数が劇的に減少する危機的な将来において、若者世代の移住者を増やす最も重要な施策と考えています。

濱田氏の御経歴と、香美市で力を発揮していただきたい点について御説明いたします。

改めて、まず第1に、香美市学園都市構想についてです。濱田氏は、高知県教育委員

会で連携型中高一貫教育を推進した御経験があり、梶原高校を例に挙げると、カリキュラム開発や中学校との連携強化などによる特色ある学校づくりにより、教育を特色とする梶原町の魅力向上に力を発揮されました。大学や地域との連携を含めた、幅広い御経験と行動力を高く評価しております。

第2に、不登校対策についてです。濱田氏は、柔軟な教育システム、学び直しができる学校として、高知北高校などの改編を担当したことに加え、平成18年からの高知県教育委員会生涯学習課長時代に、ひきこもりがちとなっている中・高生を支援するための、若者サポートステーションを立ち上げました。保育保護者会や小・中・高PTAとの交流もあり、厳しい御家庭の御事情にもお詳しい方です。また、児童クラブと放課後子ども教室推進事業を担当されたことは、香美市にとってもありがたい実績だと認識しております。

第3に、教員育成です。高知県教育センター所長時代には、若年教員育成プログラムの拡充や管理職等育成プログラムを立ち上げました。加えて、保育所施設職員や幼稚園教員向けの研修、そして、保育所所長、幼稚園園長を対象とした講義の経験もおありです。香美市の保育士も含めた教員サポートについて、これまでの経験を生かして成果を上げていただけるものと思っております。

私が濱田氏と深く関わるようになったのは山田高校校長のときですが、山田高校の進学実績を高め、探究の高校として全国で知られる学校に磨き上げました。この実績により、現在、文部科学省における探究カリキュラムの知恵袋委員会である、中央教育審議会・高等学校教育の在り方ワーキンググループの委員もお務めになっております。香美市に来ていただく直前には、高知県教育センターにおいて、IT技術を活用した遠隔教育システムの立ち上げに取り組まれ、小規模校対策や不登校対策のモデルとして全国的に注目をされております。そして、昨年4月には香美市生涯学習振興課推進官として着任し、現在まで1年間、香美市教育委員会の一員としてお仕事をされ、地域の人脈も構築されております。また、今年2月のよってたかって生涯学習フォーラムでは、推進官として実務を担われ、大成功に導かれました。私としましては、これまでのキャリアを生かし、香美市の教育をさらにバージョンアップさせ、香美市を学園都市として磨き上げてくれる得難い人材だと、自信を持って提案をさせていただきます。

それでは、改めて今臨時会議に提案します議案について説明いたします。

同意第5号は、教育委員会教育長の任命についてです。

以上、同意1件の提案となります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本芳男君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議会運営委員会からの協議結果報告書のとおり、今臨時会議に提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第5号、教育委員会教育長の任命については人事案件であります。香美市議会運営申し合せ事項第6項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） それでは、同意第5号を説明させていただきます。

同意第5号、教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町旭町3丁目2番6号

氏 名 濱田久美子

生年月日 昭和32年8月25日

令和6年5月21日提出、香美市長 依光晃一郎

なお、経歴は参考資料のとおりでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、同意第5号は、同意しないことに決定しました。

日程第5、発議第1号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について及び、日程第6、発議第2号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2件を一括議題とします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） それでは、趣旨説明を申し上げます。

発議第1号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、並びに、発議第2号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につきましては、執行機関の反問権に関しまして細部を整理し、文言の追加等の改正を行うものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、発議第1号及び発議第2号の2件を一括して採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、発議第1号及び発議第2号は、
原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会議に付された議案は全て終了しました。

以上をもちまして、5月臨時会議を終了し、令和6年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前 9時50分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 6 年香美市議会定例会

5 月臨時会議会議録

巻 末 掲 載 文 書

令和6年香美市議会定例会5月臨時会議
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	5月21日（火）	本会議	・ 審議期間の決定 ・ 会議録署名議員の指名 ・ 諸般の報告 ・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

令和6年香美市議会定例会5月臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- （1） 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2） 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- （3） 同意第5号は、人事案件であり香美市議会運営申し合わせ事項第6項の規定により、委員会付託、質疑、討論を省略して提案説明から採決まで行います。
- （4） 発議第1号・第2号については、趣旨説明を行い、朗読は行わず質疑、討論、採決まで行います。なお、この2件については一括採決とします。

発議第 1 号

香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規程により、次のとおり
発議を提出します。

令和 6 年 5 月 2 1 日提出

香美市議会議長 山 本 芳 男 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 小 松 紀 夫

香美市議会基本条例の一部を改正する条例

香美市議会基本条例（平成２４年香美市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項中「議長」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 2 号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規程により、次のとおり
発議を提出します。

令和 6 年 5 月 2 1 日提出

香美市議会議長 山 本 芳 男 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 小 松 紀 夫

香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則（平成１８年香美市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第６３条の２第１項中「本会議」の次に「等」を、「議長」の次に「等」を、「質問」の次に「及び質疑」を加え、同条第２項第１号中「反論」を「内容」に改め、同項第４号中「答弁」を「回答」に改め、同項第５号中「質疑に対し」の次に「原則」を加え、「とし再反問は認めないこと」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年香美市議会定例会5月臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
同意 第5号	教育委員会委員長の任命について	原案否決	6. 5. 21
発議 第1号	香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	6. 5. 21
発議 第2号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決	6. 5. 21